



お出かけのときは必要な書類を忘れずに ……市民課窓口での諸証明…

「印鑑届けに行つたが二度手間になつてしまつた」「転入届けをするのに〇〇を忘れた」ということがよくあります。これから、入学、就職シーズンをひかえ、いろいろな証明の申請が多くなります。市民課窓口で取り扱うおもな事務は次のとおりです。必要なものを確めてお出かけください。なお、戸籍の謄抄本・住民票の写し、印鑑証明の交付申請は文化センター、駿岡・大渕・原田・吉永・須津・元吉原の各公民館でもできますのでご利用ください。この場合、みなさんのところに届くのに半日から1日遅れになります。

■転出届

- ・市外へ引越す年月日
- ・転出先
- ・印鑑（本人または世帯主のもの）
- ・保険証（国民健康保険に加入している人）

■転入届（転入した日から14日以内）

- ・転出証明書（前住所の市町村で発行する証明書）
- ・印鑑（本人または世帯主のもの）
- ・保険証（国民健康保険に加入している世帯に入る場合はその世帯のもの）
- ・年金手帳（国民年金に加入している人）
- ・組または班（転入したところの組または班をはつきり申し出てください）

■転居届（移動した日から14日以内に）

- ・印鑑・保険証・年金手帳

■戸籍・付票の謄抄本

- ・本籍地番（富士市に本籍のある人だけが謄抄本を受けられます）

- ・筆頭者名（戸籍の最初の欄に書いてある人）

■国民健康保険に加入するとき

- ・印鑑（本人または世帯主のもの）
- ・証明書（職場をやめたことを証明するもの（事業所で発行した退職証明書）

■世帯主変更

- ・印鑑（届けにくる人のもの）
- ・保険証（国保に加入している人）

■国民健康保険からぬけるとき

- ・印鑑（本人または世帯主のもの）
- ・保険証（国民健康保険証と事業所でもらった保険証）
- ・証明書（家族が扶養者として認められた場合その事業所で発行した証明書）

■印鑑登録

- ・登録しようとする印鑑
- ・本人と確認できる資料（免許証や写真の貼つてある身分証明書。未成年者は法定代理人の同意書が必要）

- ・保証人（富士市に印鑑証明してある人で、同一世帯、同一戸籍、代理人以外の人のもの）

■印鑑変更届

- ・新旧の登録印鑑
- ・本人と確認できる資料または保証人。未成年者の場合は法定代理人の同意書が必要

■発行限定申請

- ・登録してある印鑑
 - ・写真（3ヵ月以内に写した上半身のライカ判）
 - ・発行限定期間は申請した日から1年間
- ※印鑑に関することは、すべて本人が行なうことがたてまえになっていますが、発行限定を除き委任状によつて代理で登録、交付申請の手続きができます。委任状は自筆で、登録印を鮮明におしてください。捺印が不鮮明の場合は手続きができませんので注意してください。

火を使う人なら できる火の始末



春の火災予防運動

2月29日～3月13日

